

## ISSUE BRIEF

# 平成 18 年度税制改正案の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 504 (JAN.25.2006)

平成 17 年 12 月 15 日、与党の「平成 18 年度税制改正大綱」が決定された。国・地方を合わせた平年度ベースの実質増税幅は、2 兆円を超えることが見込まれている。

平成 18 年度税制改正大綱の特徴は、国・地方の三位一体改革に伴う 3 兆円規模の税源移譲と所得税・個人住民税の税率構造の見直しを、恒久措置として決定したこと、「安心・安全への配慮」という観点から、税制上の措置が講じられたこと、過去に景気対策として導入された政策減税の大幅な縮減や、税制の歪みの是正につながる改正など、経済・社会情勢の変化に対応する改正が多くなされていること等である。

財政再建や、公平・中立・簡素な税制の構築に向けた、税制の抜本的改革のための素地は、整いつつあるといえよう。

財政金融課

かまくら はるこ  
(鎌倉 治子)

調査と情報

第 5 0 4 号

## はじめに

平成 17 年 12 月 15 日、与党の「平成 18 年度税制改正大綱」(以下、「大綱」とする。)が決定された。消費税率引上げに関する具体的言及や道路特定財源の一般財源化は先送りされたものの、現行税制の歪みの是正を目的とした大きな改正点が散見される。税制の抜本的改革に向けた素地が整いつつある。

以下では、大綱の全体像を示した上で、国税、地方税ごとに主要な改正項目を紹介し、若干の検討を試みる。項目によっては、国税の項で地方税も併せて記述する。

## I 全体像

### 1 議論の経過と今後の見通し

平成 18 年度の税制改正については、定率減税の全廃、企業向け投資減税の廃止・縮小や、道路特定財源の見直しなど、重要論点が山積していた。政府税制調査会は平成 17 年 10 月下旬から、自由民主党税制調査会は 11 月下旬から、それぞれ税制改正に向けた本格的論議を開始した。

平成 17 年 11 月 25 日、政府税制調査会から「平成 18 年度の税制改正に関する答申」(以下、「政府税調の答申」とする。)が提出され、12 月 15 日に、与党の「平成 18 年度税制改正大綱」が決定された。同月 19 日の財務省の「平成 18 年度税制改正の大綱」の公表を経て、平成 18 年 1 月 17 日には「平成 18 年度税制改正の要綱」が閣議決定されている。

例年通りに進めば、2 月上旬に法案が通常国会に提出され、3 月末に成立のはこびとなる。

### 2 大綱の特徴

平成 18 年度税制改正大綱の特徴は、以下の 3 点に集約される。

第一に、国・地方の三位一体改革に伴う 3 兆円規模の税源移譲と所得税・個人住民税の税率構造の見直しが、恒久措置として決定された。

第二に、「安心・安全への配慮」という観点から、税制上の措置が講じられた。背景には、JR 福知山線の脱線事故(平成 17 年 4 月)、アスベストによる健康被害問題(6 月)、耐震強度の偽装問題(11 月)など、国民の安全を脅かす事件が頻発したことがある。

第三に、過去に景気対策として導入された政策減税の大幅な縮減や、税制の歪みの是正につながる改正など、経済・社会情勢の変化に対応する改正が多くなされている。前者の例は、定率減税、企業向け投資減税の改廃等である。後者の代表例は酒税の見直しであるが、「法人成り」<sup>1</sup>による経費の二重控除問題の見直しも注目に値する。

大綱による実質増税幅は、平年度ベースで、国・地方をあわせて 2 兆円を超える見込みである<sup>2</sup> (巻末表 1~2 参照)。大幅な実質増税となったのは、定率減税、企業向け投資減税、不動産取引関連諸税などの政策減税が、今般の経済状況の改善を受けて、大幅に縮小・廃止されることと、たばこ税が増税されることによるところが大きい。

<sup>1</sup> 個人として事業を行っていた者が、法人を設立して、事業をその法人に引き継ぐこと。

<sup>2</sup> 「実質増税 2 兆円超 景気対策から転換」『日本経済新聞』2005.12.16.

### 3 主要紙等の論評

2兆円規模の実質増税になることについて、主要紙は、増税を行う前提として、徹底した歳出削減や政府資産の売却が必要、としている<sup>3</sup>。減税措置の整理合理化については、消費税率引上げを柱とする抜本的税制改革に踏み出す環境が整ったと見るもの<sup>4</sup>や、目先の問題への対応に終始したとの論評<sup>5</sup>などがある。景気回復に伴い、近年は増収傾向にあることから、財政再建に向けた増税措置に、疑問を呈する向きもある<sup>6</sup>。個人の負担増となる定率減税の全廃が、ほとんど議論されずに決定されたのに対し、法人税減税の大半が規模を縮小しつつも延長され、中小企業税制についても配慮がなされたことから、「企業優遇の流れ加速<sup>7</sup>」と見るものもある。

景気への影響については、見方が分かれる<sup>8</sup>。増税色はそれほど濃くなく、個人消費への影響もほとんどない、との見解がある一方、消費への悪影響を懸念する見方もある。

表1 家計の主要な負担スケジュール

(平成)	：負担増、	：中立、	：負担減
18年 1月	所得税の定率減税を半減		
	所得税の寄付金控除を拡大		
	住宅ローン減税の縮小(減税措置の適用期限の平成20年まで、毎年規模を縮小)		
4月	国民年金保険料の引上げ(平成29年度まで毎年月額で280円の引上げ)		
	耐震改修工事をした場合の所得税の税額控除の創設		
5月	酒税の税率変更		
6月	個人住民税の定率減税を半減		
	個人住民税における65歳以上の人的非課税の範囲の見直し(平成20年度まで段階的に廃止)		
7月	たばこ税の増税		
9月	厚生年金保険料の引上げ(平成29年度まで毎年0.354%の引上げ)		
10月	70歳以上の高所得層の医療費窓口負担拡大		
19年 1月	所得税の定率減税を全廃		
6月	個人住民税の定率減税を全廃		

(出典) 財務省資料、『日本経済新聞』2005.12.15等から作成。網掛け部分は、平成18年度税制改正案が成立した場合に実施されるもの。

## II 国税の主要項目

### 1 個人に関わる項目

以下では、主に、個人に関わる税目について紹介する。巻末表1には、初年度及び平年度の増減収見込額を示した。表1は、家計に影響を及ぼす主な改正の実施スケジュールを、社会保障負担も含めて示したものである。

(1) 国・地方の三位一体改革に伴う3兆円規模の税源移譲と、所得税・個人住民税の税率構造の見直し〔所得税：平成19年1月から、個人住民税：平成19年6月から。平成18年度分の税源移譲は、所得譲与税で措置〕

三位一体改革については、既に平成16年度と17年度において、暫定的に設けられた所得譲与税によって、各々4,249億円、1兆1,160億円の税源移譲<sup>9</sup>が実施されてきた。平成17年11月30日の政府・与党合意に基づき、平成18年度予算案では、4兆6,661億円の国庫補助負担金の改革と、3兆94億円の税源移譲が決定された。恒久措置としての税源移

<sup>3</sup> 「社説 2兆円増税で迫られる歳出の徹底削減」『日本経済新聞』2005.12.16.

<sup>4</sup> 「社説 税制改正 抜本改革へ環境は整備された」『読売新聞』2005.12.16.

<sup>5</sup> 「社説 改革の道筋が見えない」『朝日新聞』2005.12.17.

<sup>6</sup> 猿山純夫「急ぐな増税 税収も脱デフレの公算」『日本経済研究センター会報』No.936, 2005.10, p.71.

<sup>7</sup> 「企業優遇の流れ加速」『朝日新聞』2005.12.16.

<sup>8</sup> 例えば、「消費への影響 ほとんどない」『日本経済新聞』2005.12.16; 「財界反応 消費への悪影響懸念」『東京新聞』2005.12.16.

<sup>9</sup> 所得譲与税による税源移譲額。このほかに、平成17年度までは、税源移譲特例交付金による措置があった。

譲は、所得税と個人住民税の税率構造の見直しによって行われる<sup>10</sup>。

所得税と個人住民税の税率構造は、以下の通り変更される。適用開始は、所得税が平成 19 年分から、個人住民税は平成 19 年度分からである。

所得税の税率構造は、10%、20%、30%、37%の 4 段階から 5%、10%、20%、23%、33%、40%の 6 段階となる。個人住民税(所得割)の税率構造は、5%、10%、13%の 3 段階から、一律 10%の比例税率(道府県民税 4%、市町村民税 6%)に改められる。個人住民税の比例税率化によって、所得再分配機能を担う所得税と、応益性や税収の偏在度の縮小といった観点で重視される個人住民税、という役割分担の明確化が図られた。

税率構造の見直しに当たっては、両税を合わせた各人の税負担が極力変わらないような工夫が施されている。例えば、所得税における最低税率の引下げや最高税率の引上げなど、現行の個人住民税の累進税率が、所得税の税率構造に吸収されるかたちになっている。また、現在、課税最低限の違いから、所得税は非課税だが個人住民税は課税される低所得層が存在するが、この層については、個人住民税の増税が所得税の減税で相殺できないため、個人住民税に税額控除を新設して対応することとなっている。

税源移譲によって、個人住民税収は、地方自治体の主軸の財源になる。この点については、地方自治体に対する納税者の監視の目が厳しくなる効果が指摘されている<sup>11</sup>。

個人住民税の最低税率の引上げ(5%から一律 10%へ)は、あらゆる所得層に影響を及ぼし、ほとんどの人にとって、個人住民税は増税となる。個人住民税については、前年課税制度に付随する問題が、かねてより指摘されている<sup>12</sup>。すなわち、退職や減給で所得が急激に減少した場合に、前年の所得に対応する税額を納めなければならないことが負担感を生むという問題である。これに関し、政府税制調査会は、現年課税方式への移行を推奨している<sup>13</sup>。今後、個人住民税が増税になることによって、現在以上に、この問題が顕在化する可能性がある。

( 2 ) 定率減税の全廃 [所得税：平成 19 年 1 月から、個人住民税：平成 19 年 6 月から]<sup>14</sup>

定率減税は、小渕政権下の平成 11 年度税制改正において、当時の厳しい経済状況に配慮する景気対策として、導入された。所得税の 20%(上限 25 万円)と個人住民税の 15%(上限 4 万円)を軽減するものである。

定率減税については、既に平成 17 年度税制改正において、税収を確保し、年金財源を充実させることを目的として、18 年から半減させることが決まっている。

平成 18 年度の大綱では、今般の経済状況の改善等を踏まえ、19 年(所得税は 1 月、個人住民税は 6 月)から定率減税を全廃することとした。ただし、17 年度改正に引き続き、景気動向への配慮から、実施の見直しに含みを残した「弾力条項」が盛り込まれている。

定率減税が縮小・全廃されると、所得税・個人住民税を合わせた家計の負担額は、年収 600 万円の標準世帯で、平成 18 年・19 年に各々 2.8 万円ずつ増え、合計 5.6 万円の増税となる<sup>15</sup>。

<sup>10</sup> 平成 19 年度から。平成 18 年度の税源移譲は、所得譲与税で行われる。

<sup>11</sup> 「所得税改革を読む 下 地方行政に厳しい目」『日本経済新聞』2005.6.25。

<sup>12</sup> 例えば、高野幸大「徴収方式の法的課題(地方税の法的課題)」『日税研論集』No.46, 2001.3, pp.93-95; 税制調査会「長期税制のあり方についての答申の審議の内容及び経過の説明」1968.7, p.297。

<sup>13</sup> 税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」2005.6, p.13。

<sup>14</sup> 長谷川卓「定率減税の縮減とその影響」『調査と情報 - ISSUE BRIEF - 』No.471, 2005.2.24。

<sup>15</sup> 「財政にらみ増税路線 家計 家族 4 人年収 800 万円 5 万 5600 円ずしり」『日本経済新聞』2005.12.16。

平成 17 年度税制改正で定率減税の半減の是非が議論された際には、景気動向に及ぼす影響や、年金財源の充実という理由付けの是非といった観点から、大きな批判が起きた。

現在は、景気拡大が続いていることを背景に、全廃はやむを得ないとの論調が多い<sup>16</sup>が、以下のような主張もある。自民党の「サラリーマン増税」は行わないという選挙公約に反する<sup>17</sup>、定率減税の実施と同時に引き下げられた法人税率・所得税率の最高税率も、元に戻すべき<sup>18</sup>、立法趣旨からみた定率減税の廃止条件は十分に満たされていない<sup>19</sup>、というものである。

なお、定率減税の全廃には、国から地方への税源移譲に当たって税率を本則に戻して、これを円滑にすすめるという意味合いもある<sup>20</sup>。

### (3) 地震対策促進税制の整備

大綱では、「安心・安全への配慮」という観点から、住宅の耐震改修を促進する税制と地震保険への加入を促す税制が整備された。

表2 固定資産税における耐震改修促進税制

改修工事の対象期間	固定資産税の半減期間
平成 18 年～21 年	3 年度分
平成 22 年～24 年	2 年度分
平成 25 年～27 年	1 年度分

(出典) 総務省資料

【耐震改修促進税制】〔所得税の税額控除制度：平成 18 年 4 月から 20 年 12 月まで、固定資産税の減額制度：平成 18 年から 27 年まで〕

建築基準法上の現行の耐震基準を満たさない住宅<sup>21</sup>について、一定以上の耐震改修を促進するために、所得税の税額控除制度と、固定資産税の減額制度が創設された。前者は、平成 18 年 4 月 1 日から 20 年 12 月 31 日までの間に既存住宅の耐震改修をした場合に、所得税額から改修費用の 10%(上限 20 万円)を控除するものである。個人住民税には、同様の税額控除制度の創設は予定されていない。後者は、固定資産税の税額を半減させる措置で、早期に行うほど軽減期間が長い仕組みになっている(表 2 参照)。

耐震改修促進税制については、以前から、国土交通省等が導入を求めていた。政府内では、住宅等の個人資産の形成に国が関与することへの慎重論が根強かった<sup>22</sup>が、耐震強度の偽装問題の発覚が契機となり、税制を含めた対策が講じられることになった。個人財産の保護政策に政府がどこまで踏み込むかは、政府の規模と絡む問題であり、議論の対象となるであろう。

【地震保険料控除】〔所得税：平成 19 年から、個人住民税：平成 20 年度から〕

地震保険への加入を促すための税制上の仕組みとして、地震保険料控除が創設された。所得税では、平成 19 年以降、地震保険料の全額(最高 5 万円)をその年分の所得から控除できる。個人住民税では、平成 20 年度以降、地震保険料の半額(最高 2 万 5 千円)を控除できる。

なお、同控除の創設に伴い、現行の損害保険料控除は廃止される<sup>23</sup>。

大綱では、検討事項として生損保控除の抜本的見直しに言及しており、今回の改正がど

<sup>16</sup> 例えば、前掲注 3。

<sup>17</sup> 例えば、「民主 前原代表、首相に挑む『税金の話する』あすから代表質問『東京新聞』2005.9.27。

<sup>18</sup> 「たばこ増税 紫煙の行方」『東京新聞』2005.12.17。

<sup>19</sup> 廃止条件は、経済情勢の改善、税制の抜本的見直し、の 2 つであるとし、後者が十分に満たされていないとしている(鈴木準「定率減税廃止是非論再燃」『大和総研] 資本市場レポート』2005.9.27。)

<<http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/capmkt/05092701capmkt.pdf>>

<sup>20</sup> 「定率減税 景気回復が狙い」『日本経済新聞』2004.10.24。

<sup>21</sup> 例えば、旧耐震基準に基づいて建築され、現行の基準を満たさない場合など。

<sup>22</sup> 「住宅耐震化 国が後押し」『日本経済新聞』2005.12.30。

<sup>23</sup> 損害保険料控除の適用の停止については、経過期間が設けられている。

のような影響を及ぼすかが注目される。

#### (4) 酒税・たばこ税の見直し

【酒税】 [平成 18 年 5 月から]

酒税については、低税率・低価格で出荷を伸ばしている「第 3 のビール」(麦芽以外の原材料を用いたビール風アルコール飲料)への課税強化が、議論の焦点となっていた。酒税体系の全体を見直し、節税商品が登場するたびに課税強化を繰り返す「いたちごっこ」に終止符を打つかたちとなった。

具体的には、現在、製法や原料で 10 区分に細分化されている酒類の区分が、ビール、発泡酒等の「発泡性酒類」、清酒、ワイン等の「醸造酒類」、しょうちゅう、ウイスキー等の「蒸留酒類」、その他の「混成酒類」の 4 区分に大幅に簡素化され、税率の簡素化が図られた(表 3 参照)。酒税全体では税収中立の改正であるが、第 3 のビールが増税となることから、多くの消費者には増税と受け止められるであろう。

同区分内の税率は、格差をなくするのが望ましいとされるが、大きな混乱を避けるため、大綱では、税率格差の縮小は小幅に留められている。平成 19 年度以降の税制改正では、区分内及び区分間の税率格差の縮小がどこまで進むかが議論の焦点となろう。

なお、今後、新たな発泡性酒類が開発された場合には、同区分の中の最高税率(ビールと同じ税率)をかけることとされている<sup>24</sup>。この措置に対しては、企業の開発努力を阻害するとして問題視する向きもある<sup>25</sup>。

表 3 酒税改正に伴う税負担の変化 (主要なもの)

(単位: 円)

例	新しい税額				新しい酒類区分	現行の酒類区分
	1ℓ当たりの税額		税額 (増減幅)	標準的な小売価格		
ビール	220	350ml当たり	77 (-0.7)	218	発泡性酒類	ビール
発泡酒	134.3	350ml(ℓ)	47.0 (±0)	145		雑種(発泡酒)
第 3 のビール	80	350ml(ℓ)	28 (+3.8)	125		雑種(その他)
缶チューハイ	80	350ml(ℓ)	28 (+0.2)	約 150		リキュール類
スパークリングワイン	80	350ml(ℓ)	28 (+11.6)	150		果実酒類
ワイン	80	720ml(ℓ)	57.6 (+6.9)	-		醸造酒類
清酒(15)*	120	1.8ℓ(ℓ)	216 (-36.9)	-	蒸留酒類	清酒
しょうちゅう(25)*	250	720ml(ℓ)	180 (+1.4)	-		しょうちゅう
ウイスキー・ブレンデッド(40)*	400	700ml(ℓ)	280 (-6.3)	-		ウイスキー類
ジン・ウォッカ・ラム(37)*	370	1ℓ(ℓ)	370 (+2.8)	-	混成酒類	スピリッツ類
リキュール(12)*	120	1ℓ(ℓ)	120 (+0.9)	-		リキュール類
合成清酒(15)*	100	1.8ℓ(ℓ)	180 (+9.7)	-		合成清酒
みりん(13.5)*	20	1.8ℓ(ℓ)	36 (-2.9)	-		みりん

(出典) 財務省資料; 『日本経済新聞』2005.12.16; 『読売新聞』2005.12.16 等から作成。

(注\*) カッコ内はアルコール度数

【たばこ税】 [平成 18 年 7 月から]

たばこ税については、一本当たりの税額で、国分が 0.426 円、地方分が 0.426 円(道府県 0.105 円、市町村 0.321 円)、合計 0.852 円の引上げとなっている。

たばこ税の増税は、大綱をとりまとめる土壇場で決まった。そこには、平成 18 年度の新規国債発行額を 30 兆円程度に抑制するという小泉首相の指示と、児童手当の拡充を掲

<sup>24</sup> 「変わる力学 静かな決着 ビール 第 4 封じ財務省完勝」『朝日新聞』2005.12.16.

<sup>25</sup> 例えば、前掲注 3.

げる公明党のたばこ税増税による財源確保の動きがあったと報じられている<sup>26</sup>。

たばこ税の増税は、財源確保策として狙い打ちされやすいと言われる。平成 10 年には、旧国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための特定財源として、たばこ特別税が導入されている。今回も、喫煙問題への配慮もあって正面から批判しにくいたばこ税の増税から得られる税収を、児童手当の拡充の財源とする<sup>27</sup>ことに対し、自民党税制調査会や財政制度等審議会の中からも批判があがったとされる<sup>28</sup>。

## 2 法人に関わる項目

法人に関わる項目は、政策減税の縮小、平成 18 年 5 月頃に施行される見直しとなっている会社法(以下、「新会社法」とする。)への対応など、多岐にわたる。減税措置の縮小の影響を受ける大手企業を中心に、初年度で約 5,000 億円の実質負担増となることが見込まれている<sup>29</sup>。中小企業に対しては、中小企業投資促進税制の延長・拡充、留保金課税制度の課税基準の緩和、相続税における非上場株式の物納要件の緩和など、「大盤振る舞い<sup>30</sup>」ともいえる配慮がなされているとの指摘<sup>31</sup>もある。

以下では特に、企業向け投資減税の見直しと、中小企業税制における留保金課税制度及び同族会社の役員給与の取扱いの見直しを取り上げる。

### (1) 企業向け投資減税の廃止・縮減

総額 1 兆円規模の企業向け減税措置(IT 投資促進税制、研究開発税制等)が、今年度末で期限切れを迎えることから、その存廃や規模縮小が、平成 18 年度税制改正の焦点となっていた。この特別措置は、デフレ対策の一環として、平成 15 年度の税制改正で導入された。

特に、IT 投資促進税制は、減税規模が 5,120 億円<sup>32</sup>と大きく、経済産業省と経済界は、企業の競争力強化のために、減税措置の延長を求めている。現行の IT 投資促進税制は、パソコンやファクスでも取得費の一定割合が控除されるなど、景気対策的な色彩が強かったことや、家計にとって負担増となる定率減税の廃止が濃厚となるなかで、企業だけを優遇できないとの見方が強まっていたことなどから、減税の延長はされなかった。その代替措置として、平成 18 年度からは、控除対象を大幅に絞り込んだ情報基盤強化税制が、20 年度末までの時限措置として、創設されることになった。

現行の研究開発税制は、試験研究費について 増加額の 15%を税額控除する制度と、総額の 8~10%を税額控除する制度との、選択適用制となっている。は平成 15 年度税制改正で創設され、今年度末までの時限措置として、控除率が 2%上乗せされている。大綱では、上乗せ分を予定通り廃止するかわりに、を に統合し、総額のうちの基準額以上の部分について、2 年間、控除率を 5%上乗せするとしている。

### (2) 中小企業税制の見直し

#### 【留保金課税制度】

<sup>26</sup> 「財政にらみ増税路線」『日本経済新聞』2005.12.16.

<sup>27</sup> たばこ特別税とは異なり、一般財源である。

<sup>28</sup> 「たばこ増税 児童手当の財源に」『朝日新聞』2005.12.15; 「財政制度等審議会、高所得高齢者の負担を」『日本経済新聞』2005.12.28.

<sup>29</sup> 「企業負担増 5000 億円」『日本経済新聞』2006.1.15.

<sup>30</sup> 前掲注 7.

<sup>31</sup> 「中小に配慮、大手重く」『日本経済新聞』2005.12.16.

<sup>32</sup> 「租税特別措置による減収額(37,970 億円)の内訳(平成 17 年度ベース)」税制調査会資料[基礎小 45-1] 2005.11.11 <[http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/siryoku/kiso\\_b45a4.pdf](http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/siryoku/kiso_b45a4.pdf)>

同族会社<sup>33</sup>の留保金課税制度は、通常の法人税とは別に留保金に課税することで、企業に配当を促し、いわゆる「法人成り」<sup>34</sup>した企業と個人事業主の税負担の差を調整するための制度である。背景には、同族会社が、親族への所得分割や過大な留保で、個人事業主であれば課せられる累進的な所得税を、回避することも可能であるという問題がある。

大綱では、課税対象となる同族会社の要件が大幅に緩和(3 株主グループによる判定から 1 株主グループによる判定へ)され、留保控除額の拡充等の抜本的な見直しが打ち出された。留保金課税については、中小企業サイドからは強い廃止要望が出されている。今次の見直しで、ほとんどの同族会社は、留保金課税の対象外となることが見込まれているが<sup>35</sup>、制度そのものは残される。

#### 【同族会社が支給する役員給与の取扱いの見直し】

現行制度は、経費の二重控除である、と強く批判されている<sup>36</sup>。個人事業主が「法人成り」すると、法人税の計算の段階で給与を経費とすることができ、さらに個人所得課税の段階で、給与所得控除が適用されて、給与の一部が再び課税対象から除外されるからである。

大綱では、実質的な一人会社<sup>37</sup>が支給する主宰役員給与のうち、給与所得控除に相当する額は、法人税の計算上、経費と認めないとする見直しが盛り込まれた。ただし、一定の零細企業は適用が除外される。

このような見直しが行われるのは、新会社法において、最低資本金規制や一人会社禁止規制が撤廃され、「法人成り」が容易になることがあると見られる<sup>38</sup>。

大綱では、主宰役員本人の給与については損金不算入としたものの、親族の給与には言及していない。経費の二重控除という歪みがどこまで解消されるかは、親族への給与支給を利用した所得分割がどのようなかたちで規制されるか、といった点に依存する。所得税改革に与える影響とともに、今後の注目点といえよう。

なお、この改正項目は、留保金課税制度における課税要件の緩和の見合いとして、盛り込まれたと報じられている。給与所得控除相当額に法人税を課すのではなく、役員所得で調整するのが筋との意見もある<sup>39</sup>。

### 3 土地・住宅に関わる項目、その他

【不動産取得に係る減税の縮減】 [登録免許税：平成 19 年度まで、不動産取得税：平成 20 年度(一部は 19 年度)まで]

平成 15 年度税制改正で、資産デフレへの対応として導入された不動産取得に係る税の軽減措置は、一部縮小して延長されることとなった。登録免許税(国税)は、建物の取引に係

<sup>33</sup> 株式の大部分をオーナー一族が所有する会社のこと(野口悠紀雄『「超」納税法』新潮社 2003, p.69.)。留保金課税制度における同族会社とは、株主の 1 人とその同族関係者を合わせて 1 つのグループとして、それらのグループ 3 つ以下の持ち株割合が 50%以上となるものを指す。一般的な法人企業に比べて、同族会社は、意志決定が少数の株主の意向に左右されるため、利益を内部留保する傾向が強いとされる。

<sup>34</sup> 前掲注 1。

<sup>35</sup> 「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費は損金参入可能へ」『T&A master』No.143, 2005.12.19, pp.8-9。

<sup>36</sup> 例えば、野口悠紀雄「給与所得控除とは何か」(前掲注 33, pp.136-141.); 岩崎慶市「会社員が納得できぬ「法人成り」金」『産経新聞』2005.11.28。

<sup>37</sup> 同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が発行済株式の総数の 90%以上の数の株式を保有し、かつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合等。

<sup>38</sup> 政府税調の答申(p.2)には「法人の設立が容易になる中で、個人形態と法人形態との税負担の差に由来する不公平は是正すべき」とある。

<sup>39</sup> 「同族企業の法人税増税 法人経費と役員給与「控除」議論不十分」『読売新聞』2006.1.11。



る軽減税率が廃止される。ただし、土地売買に係る税率については、「不動産取引への影響を懸念する不動産業界などの声に配慮し<sup>40)</sup>」、優遇措置が据え置かれた。不動産取得税(地方税)についても、おおむね軽減措置の適用が延長された。

【その他】

その他の主要な税制改正の項目は、表 4 のとおりである。

表 4 その他の主要な項目

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 2 年延長
国際的な租税回避を防止するための措置等
寄付金控除の適用下限額を引下げ(現行の 1 万円から 5,000 円に)
所得税等の申告書に係る公示制度(いわゆる長者番付)を廃止
給与の源泉徴収票等の電子交付を可能に
相続税の物納制度について不適格財産の明確化、手続きの明確化、審査機関の法定等を見直し

(出典) 財務省資料

### III 地方税の主要項目

本節では、地方税の主要項目を挙げる。国税の項で述べたものについては、参照先を付した。初年度及び平年度の増減収見込み額を、巻末表 2 に示した。

(1) 国・地方の三位一体改革に伴う 3 兆円規模の税源移譲と、所得税・個人住民税の税率構造の見直し [所得税：平成 19 年 1 月から、個人住民税：平成 19 年 6 月から。平成 18 年度分の税源移譲は、所得譲与税で措置] p.2

(2) 個人住民税の定率減税の全廃 [平成 19 年 6 月から] p.3

(3) 固定資産税における耐震改修促進税制の創設 [平成 18 年から 27 年末まで] p.4

(4) 個人住民税における地震保険料控除の創設 [平成 20 年度から] p.4

(5) その他安心・安全のための税制上の特例措置

ATS 等脱線防止設備、BSE 対策実施のための償却資産、新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る固定資産税軽減の特例措置が講じられる。

(6) 土地に係る固定資産税の負担調整措置 [平成 18 年度から 20 年度まで]

平成 18 年度は、3 年に一度行われる土地・家屋の価格の評価替えの年にあたる。大綱には、負担水準が低い土地について、制度の簡素化と均衡化を一層促進するための措置が盛り込まれている。

(7) 土地・住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長 [平成 20 年度(一部は 19 年度)まで] p.7

(8) 自動車のグリーン化税制の延長 [平成 19 年度まで]

自動車のグリーン化税制とは、燃費効率がよく環境負荷が小さい自動車について、自動車税と自動車取得税を軽減する制度である。平成 13 年度税制改正で、時限措置として導入された。大綱では、軽

課対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化したうえで、2 年延長することとなった(表 5 参照)。

環境負荷の大きい自動車には重課することで、全体として税収中立を見

表 5 自動車のグリーン化税制の見直し

燃費性能	排出ガス性能	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車	
		自動車税 (税率の軽減幅)	自動車取得税 (取得価格からの控除額)
平成 22 年度燃費基準 + 10%達成車		概ね 25%	15 万円
平成 22 年度燃費基準 + 20%達成車		概ね 50%	30 万円

(出典) 総務省資料

(注 1) 平成 18・19 年度の新車新規登録者を対象に登録の翌年度の自動車税を 1 年間軽減。

(注 2) 自動車税の重課対象は、従前と同様。

<sup>40)</sup> 「見直し優先 中身は小幅」『日本経済新聞』2005.12.16.

込んでいたが、低公害車の急速な普及を背景に、減収額が予想以上の規模になり、環境保護と税収確保の比較考量を迫られていた。グリーン化税制の対象車が、新規登録台数の約半分を占めていることから、優遇税制の縮小が提言されていた<sup>41</sup>。

( 9 ) 地方のたばこ税の税率の引上げ [平成 18 年 7 月から] p.5

( 10 ) 自動車税・軽自動車税の制限税率の引上げ

課税自主権の拡大の観点から、自動車税・軽自動車税の制限税率が、標準税率の 1.5 倍(現行は 1.2 倍)に引き上げられる。

## IV 今後持ち越された項目

### ( 1 ) 消費税

消費税の増税については、歳出削減との優先順位をめぐって、自民党内で見解の相違が鮮明になっている<sup>42</sup>。このため、大綱では、税率等への具体的な言及はなく、徹底した歳出削減を前提とし、今後増大する社会保障関係費をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、平成 19 年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させる旨の言及に留まっている。政府税調の答申でも消費税への言及はない。

将来、消費税の税率引上げ論議が行われることになれば、引上げの時期と幅が、景気動向との関係や政治状況とも絡んで大きな問題となるであろう。その際には、福祉目的税化の是非、食料品などの軽減税率の是非、商取引の伝票に消費税額を記載するインボイス方式の導入、の 3 点が検討課題となる見込みである<sup>43</sup>。

### ( 2 ) 道路特定財源の一般財源化

揮発油税や自動車重量税などの道路特定財源については、見直しが課題となっていた。近年の公共事業の削減や、旧本州四国連絡橋公団の債務処理の終了予定に伴い、平成 19 年度以降、毎年 5,000 億円以上の余剰が発生する見込みとなったためである。

小泉首相の指示を受け、政府・与党は、平成 17 年 12 月に、暫定税率による上乗せ分を維持したまま、一般財源化する基本方針<sup>44</sup>を決定した。大綱では、政府・与党の基本方針を踏まえ、「来年の歳出・歳入一体改革の議論の中で、税のあり方について検討する」としている。政府税調の答申でも、税率維持と一般財源化が盛り込まれている。

一般財源化の対象税目を、法改正の必要がない自動車重量税に留めたい国土交通省に対し、財務省は税目の限定には否定的であるとされる<sup>45</sup>。一般財源化の時期や税目、暫定税率維持について納税者の支持が得られるかなどが論点となろう。

なお、平成 18 年度予算案では、余剰分の約 1,000 億円のうち、472 億円が前倒しで一般財源化されている。

### ( 3 ) 環境税の導入

環境税は、地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub>の排出量や化石燃料の消費量に応じて課税するものである。京都議定書における温室効果ガスの削減目標を達成するための一手段として、環境省が導入を強く求めている。一方、負担増となる産業界は、日本企業の国際競争力が

<sup>41</sup> 「グリーン税制 縮小 総務省研究会自動車税報告書」『産経新聞』2005.10.25.

<sup>42</sup> 「消費税増税 重い足音」『日本経済新聞』2006.1.1.

<sup>43</sup> 石弘光「所得税と消費税を基幹税に」『税務経理』No.8574, 2005.5.27, pp.2-8.

<sup>44</sup> 「道路特定財源の見直しに関する基本方針」(平成 17 年 12 月 9 日 政府・与党)  
<[http://www.mlit.go.jp/road/press/press05/20051209\\_2/1.pdf](http://www.mlit.go.jp/road/press/press05/20051209_2/1.pdf)>

失われるとして新税の導入に強く反対している<sup>46</sup>。

大綱では、環境税については「総合的に検討する」との記述に留まり、導入の是非には触れていない。政府税調の答申でも、関係省庁の議論の状況を踏まえつつ、総合的に検討する旨が述べられている。道路特定財源の一部を環境税に振り替える案もあり<sup>47</sup>、平成 19 年度税制改正で、暫定税率の適用期間が終了する道路特定財源の見直しと、一体的に議論される可能性が高い。

## おわりに

平成 18 年度税制改正大綱では、国・地方の三位一体改革に伴う税源移譲が恒久措置として決定され、景気対策として過去に導入された政策減税の縮小・廃止が進んだ。税制の抜本的改革に向けた素地が整いつつあるといえる。

財政再建に向けた税制改正の論議においては、国民に増税を求める際の前提として、非効率な歳出の削減は不可欠であるとの意見がある<sup>48</sup>。他方、わが国の厳しい財政状況に照らして、いずれかの時点で、消費税の税率引上げを含めた何らかの増税が行われることはやむを得ないとの共通認識が、ある程度、浸透しているとの指摘もある<sup>49</sup>。歳出削減と同時に、将来の受益と負担の全体像を示し、政府支出の規模を具体的に明示した上で、歳出削減・増税の規模とそのスケジュールを示すことが求められているといえる<sup>50</sup>。その際、税だけではなく、家計への影響が大きい社会保障制度も、関連づけて議論する必要がある<sup>51</sup>。平成 18 年 6 月に経済財政諮問会議が公表する予定の、歳出・歳入一体の税財政改革の「工程表」に注目が集まるところである。

受益と負担の全体像に関しては、大綱において、「安心・安全への配慮」が打ち出されたことが注目される。目指す先が小さな政府であったとしても、重点分野への傾斜的な財源の投入は可能であろう。「安心・安全への配慮」に何が含まれるべきなのか、望ましい政府の規模・あり方と負担とのバランスはどのようなものか、国民に広く諮り、慎重に最大公約数を抽出する必要がある。

抜本的な税制改正には、消費税だけではなく所得税の見直しも含まれよう。大綱では、「法人成り」に関する経費の二重控除問題という歪みの解消のために、一定の解決策が示された。この措置は、実効性を伴って実現されれば、法人所得と個人所得のあり方や諸控除の見直しに関する議論の、一つの端緒となる可能性もある。また、政府税制調査会が平成 17 年 6 月に公表した報告書「個人所得課税に関する論点整理」については、「サラリーマン」増税との見出しが先行したきらいがないわけでもない。同報告書では、事業所得者に対する記帳義務の強化など、税負担の不公平感を払拭するための納税環境の整備についても言及されている。公平・中立・簡素の三原則のもと、「あるべき税制」を目指した長期的展望に立った議論が望まれる。

<sup>45</sup> 「道路特定財源 一般財源化 結論先送り」『日本経済新聞』2005.12.25.

<sup>46</sup> 「環境税論議 舞台は自民税調へ」『日本経済新聞』2005.11.30, 夕刊.

<sup>47</sup> 「道路財源 取り合い」『朝日新聞』2005.10.3.

<sup>48</sup> 例えば、高橋進「個人所得課税の見直し 歳出削減まだ余地が」『毎日新聞』2005.7.4.

<sup>49</sup> 例えば、伊藤元重「鍵握る増税のタイミング」『読売新聞』2005.11.27.

<sup>50</sup> 湯元健治「9.11 総選挙 小泉改革のゆくえ」『東京新聞』2005.8.19.

<sup>51</sup> 篠原哲「制度改正による 2006・07 年の家計への影響 税源移譲の影響を織り込んだ試算」『ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート』No.2005-3, 2005.12 <<http://www.nli-research.co.jp/doc/ke0503.pdf>>

巻末表 1 平成 18 年度税制改正による  
増減収見込額（国税）

改正事項	(無印は増収、は減収。単位:億円)	
	平年度	初年度
<b>1 税源移譲に伴う所得税減税</b>	<b>30,970</b>	<b>4,430</b>
<b>2 定率減税の廃止</b>	<b>13,060</b>	<b>1,990</b>
<b>3 法人関連税制</b>	<b>4,600</b>	<b>2,570</b>
(1) 試験研究費の増加を促進する措置の追加	200	160
(2) 情報基盤強化税制の創設	1,000	830
(3) 中小企業投資促進税制の対象資産の見直し	560	390
(4) 交際費等の損金不算入制度の見直し	740	440
(5) 同族会社の留保金課税制度の見直し等	2,100	750
<b>4 土地・住宅税制</b>	<b>1,530</b>	<b>1,520</b>
(1) 土地の売買等に係る登録免許税の税率の軽減	1,500	1,500
(2) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額控除の創設	30	20
<b>5 たばこ税</b>	<b>940</b>	<b>710</b>
<b>6 社会経済情勢の変化への対応</b>	<b>110</b>	<b>10</b>
(1) 地震保険料控除の創設等	80	-
(2) その他	30	10
<b>7 その他の租税特別措置の改正</b>	<b>11,850</b>	<b>9,620</b>
(1) 研究開発税制の上乗せ措置の廃止	1,240	970
(2) IT 投資促進税制の廃止	5,590	4,880
(3) 開発研究用設備の特別償却の廃止	670	540
(4) 同族会社の留保金課税制度の特例の廃止	1,550	460
(5) 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例の廃止	2,660	2,660
(6) その他	140	110
<b>8 その他</b>	<b>20</b>	<b>20</b>
事業免許等に係る登録免許税の整備	20	20
<b>小計</b>	<b>11,340</b>	<b>3,810</b>
<b>9 所得譲与税による税源移譲</b>	<b>-</b>	<b>18,930</b>
<b>一般会計分 計</b>	<b>11,340</b>	<b>15,120</b>

(出典) 財務省資料

巻末表 2 平成 18 年度税制改正による  
増減収見込額（地方税）

改正事項	(無印は増収、は減収。単位:億円)	
	平年度	初年度
<b>1 個人住民税</b>	<b>32,711</b>	<b>6</b>
(1) 税源移譲	30,100	-
(2) 分離課税等の税率割合等の見直し	0	-
(3) 住宅借入金等特別税額控除に係る減額措置	1,600	-
(4) 定率減税の廃止	4,274	-
(5) 損害保険料控除の廃止	87	-
(6) 地震保険料控除の創設	99	-
(7) 所得割の非課税限度額の引下げ	9	6
<b>2 不動産取得税</b>	<b>631</b>	<b>158</b>
(1) 住宅以外の家屋に係る特例税率の見直し	630	158
(2) 非課税等特別措置の整理合理化等	1	0
<b>3 自動車取得税</b>	<b>27</b>	<b>8</b>
(1) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の創設	4	1
(2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	31	9
<b>4 軽油引取税</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
課税免除措置の拡充等	0	0
<b>5 固定資産税</b>	<b>226</b>	<b>268</b>
(1) 評価替えに伴う負担調整措置の見直し	269	269
(2) 住宅耐震改修に伴う減額措置の創設	71	-
(3) 非課税等特別措置の整理合理化等	28	1
<b>6 地方たばこ税</b>	<b>882</b>	<b>610</b>
<b>7 事業所税</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
非課税等特別措置の整理合理化等	2	2
<b>8 都市計画税</b>	<b>28</b>	<b>28</b>
(1) 評価替えに伴う負担調整措置の見直し	28	28
(2) 非課税等特別措置の整理合理化等	0	0
<b>合計</b>	<b>34,566</b>	<b>1,080</b>
<b>国税の税制改正に伴うもの</b>	<b>955</b>	<b>195</b>
法人住民税	601	121
法人事業税	354	74
<b>再計</b>	<b>35,521</b>	<b>1,275</b>

(出典) 総務省資料